

10月1日から市職員の軽装勤務を通年実施します

市職員の服装については、クールビズやウォームビズの期間において、ノーネクタイ等の軽装勤務を実施してきましたが、期間を廃止し、ストレスのないより働きやすい職場環境を維持し、省エネルギーの推進や業務の効率化のため、令和5年10月から職員の通年輕装勤務を実施します。

- 1. 開始日** 令和5年10月1日から
- 2. 対象者** 全職員(病院・消防職員等、制服が定められている職種は除く)
- 3. 実施内容**
 - ・通年でノーネクタイ、ノージャケットの働きやすい服装で勤務を行います。
 - ・夏季期間はポロシャツ等の清涼感ある服装、冬季期間はセーターやカーディガン、フリース等の重ね着をするなど、気候に合わせて各自で判断して勤務を行います。
- 4. 留意事項**
 - ・公務員として品位を保ち、市民に不快感を与えない服装を心掛けます。
 - ・式典への出席等、社会通念上必要と判断される場合においては、ネクタイ及びジャケットを着用します。
- 5. その他**
 - ・職員の軽装勤務にあたっては“見附特産品でコーディネート”として、クールビズはマンガン縞のクールビズシャツ、ウォームビズではセーターやカーディガンの着用を推奨し、ニット・織物のまち見附のPRに貢献していきます。